

社会福祉施設等の被災状況の報告について

1 目的

災害時において、要配慮者に対し迅速・的確に避難支援等を実施できるよう、社会福祉施設等の被災状況について、情報の共有を行うことを目的とする。

2 対象施設

社会福祉法に基づく社会福祉事業を行う施設等、別紙1のとおりとする。

3 報告の対象となる被害

人的被害（軽傷を含む。）および物的被害（施設・設備の損傷や業務運営に重大な支障をきたす事象等）で、各社会福祉施設の判断によるものとする。

4 報告の方法

(1) 各社会福祉施設等は、地震や風水害等の災害により物的・人的被害を覚知した場合は、別紙2の様式により、あらかじめ決められた市町、県の担当部署（別紙3）へ、次のとおり電子メール、FAX等でその都度報告を行うこととする。

① 高齢者福祉施設および障害者福祉施設は、市町および県の両方へ報告すること。

② 児童福祉施設は、市町の所管施設は市町へ、その他の施設は県へ報告すること。

③ 救護施設は、県へ報告すること。

なお、市町により既に同様の報告様式がある場合は、市町の報告様式を使用しても構わない。

(2) 市町は、社会福祉施設等から報告を受理した場合、別紙4により速やかに集約し、県の担当局課へ報告する。

(3) 県は、市町および社会福祉施設等から報告のあった事項について集約し、市町に対し結果を報告するとともに、必要に応じて国へ報告する。

社会福祉施設被害状況報告のフロー図

地震・水害等による被害発生

社会福祉施設



高齢者福祉施設



障害者福祉施設



児童福祉施設



救護施設

被害発生後、随時、市町・県へ報告(別紙3)

市町

市役所

高齢者福祉担当課

障害者福祉担当課

児童福祉担当課

集計後(別紙4)、県各担当局課へ

市町情報と施設情報を突合し、
集計結果をフィードバック

○救護施設は県へ
○児童福祉施設は各所管の市町または県へ
○高齢者・障害者福祉施設は県・市町の両方へ

滋賀県

医療福祉推進課

FAX 077-528-4851

障害福祉課

FAX 077-528-4853



子ども・青少年局

FAX 077-528-4854

健康福祉政策課

FAX 077-528-4850

健康福祉政策課企画調整担当

FAX 077-528-4850

国(内閣府または厚生労働省)